

河合町議会会議録

令和元年 6月10日 開会

河合町議会

令和元年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（6月10日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第26号から議案第34号、報告第3号の上程、説明	8
○議案第30号の質疑、討論、採決	15
○議案第32号の質疑、討論、採決	20
○議案第33号の質疑、討論、採決	24
○議案第34号の質疑、討論、採決	27
○報告第3号の質疑、討論、採決	30
○議案第26号から議案第29号及び議案第31号の委員会付託	38
○散会の宣告	39
○署名議員	41

河合町告示第14号

令和元年第2回（6月）河合町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月5日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和元年6月10日

2 場 所 河合町議会議場

令和元年6月10日（月曜日）

（第1号）

令和元年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和元年6月10日（月）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第30号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第32号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第33号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第34号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 7 報告第 3号 平成30年度年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議案第26号 令和元年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第27号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第28号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第29号 令和元年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第12 議案第31号 河合町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の廃止について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程と同じ

出席議員（13名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子

11番 岡田 康 則

12番 西 村 潔

13番 谷 本 昌 弘

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	教 育 長	竹 林 信 也
企 画 部 長	澤 井 昭 仁	総 務 部 長	福 井 敏 夫
福 祉 部 長	門 口 光 男	住 民 生 活 部 長	木 村 光 弘
ま ち づ く り 推 進 部 長	堀 内 伸 浩	教 育 部 長	上 村 欣 也
企 画 部 次 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 次 長	浮 島 龍 幸
福 祉 部 次 長	杉 本 正 範	ま ち づ く り 推 進 部 次 長	福 辻 照 弘
ま ち づ く り 推 進 部 次 長	石 田 英 毅	安 心 安 全 推 進 課 長	上 村 学
総 務 課 長	小 野 雄 一 郎	財 政 課 長	上 村 卓 也
住 民 福 祉 課 長	中 野 雅 史	社 会 福 祉 課 長	浦 達 三
高 齢 福 祉 課 長	松 村 豊 範	保 健 セ ン タ ー 課 長	小 山 寿 子
特 命 担 当 課 長	梅 野 修 治	住 民 生 活 課 長	上 村 英 伸
環 境 衛 生 課 長	佐 藤 桂 三	特 命 担 当 課 長	井 筒 匠
ま ち づ く り 推 進 課 長	中 島 照 仁	教 育 総 務 課 長	中 尾 勝 人
生 涯 学 習 課 長	小 槻 公 男	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	中 野 典 昭

会議に従事した事務局職員

局 長	阪 本 武 司	調 整 員	松 本 良 一
-----	---------	-------	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（杵本光清） 本日、告示第14号をもって令和元年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和元年第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶及び施政方針を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 本日、ここに令和元年第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、平素の町政全般にわたるご支援、ご協力に対し、深く謝意を表すものでございます。

町長に就任いたしまして最初の定例議会です。今議会には、一般会計補正予算を初め9議案、1報告の合計10案件を提出いたしております。議員の皆様との建設的な議論を経て、ご決定賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、本年度の当初予算は、骨格予算で編成されています。新たな政策的経費等につきましては、6月補正予算に計上しております。そこで、町の課題と解決への方向性及び補正予算の概要をご説明しながら、本年度の施政について述べさせていただきます。

5月臨時議会で述べさせていただいたとおり、私は、教育、福祉、安心・安全などの諸政

策を通じて、財政の健全化、人口増、魅力あるまちづくりの3課題に取り組んでまいりたいと考えております。

財政の健全化につきましては、収入を増やし、支出を減らす取り組みが求められています。収入増では、近鉄3駅の駅前活性化や町有地の有効活用などを考えています。また、支出減では、公共施設を総点検し、継続と廃止について確認するなどして、整理していくことが必要だと考えています。もちろん町民の理解を得ることは必要不可欠であり、これらを町民の皆様からご意見をいただくなどの過程を経た後に、無駄を省いてまいりたいと考えています。

人口増と魅力あるまちづくりは連動していると思います。馬見丘陵公園の観光力の向上と、それを生かした池部駅前の活性化に奈良県とともに取り組んでいきます。また、馬見丘陵公園に隣接する認定こども園は、町の魅力のシンボルとして位置づけ、世代間の交流拠点としても活用していきます。

教育面では、中学校にタブレット端末を導入して情報教育に力点を置き、英語が教科となる小学生には、夏休みを利用して体験型英語学習プログラムを取り入れるなど、特色と魅力ある教育に努めます。

また、不毛田川の内水被害につきましては、奈良県の平成緊急内水対策事業により推し進めてまいります。なお、天理・王寺先線につきましては、年度内に部分供用する予定です。

次に、6月補正予算につきましては、ふるさとの日「夏」・「冬」の開催費、UR都市機構と連携した「学生さんいらっしゃい」事業、そして、以前から北葛城郡で取り組んでいます“すむ・奈良・ほっかつ！”事業に今年度も参画するなど、人口減少対策に取り組んでいきます。

安心・安全に関しては、国や県の上位計画は改定されたのを受け、特に、浸水区域を見直した防災マップを作成し、水害に備えたいと思います。

教育関係費では、先ほど述べましたタブレット端末と体験型英語学習プログラムのほか、第一小学校のウッドデッキの改修や第二小学校と第三小学校の再編に伴う各種経費を計上しました。なお、町民プールにつきましては、本年度も昨年度に引き続き、開場したいと考えています。

このほか、道路などの大字自治会の基盤整備のほか、清掃工場の定時のメンテナンス工事についても、所要の予算を計上しました。

補正予算の詳細につきましては、後ほど総務部長から説明させます。

財政の健全化は喫緊の課題であることは十分認識しています。冒頭に述べました事柄につ

きましては、早急に計画にまとめ、具体化する所存であります。まず私を初めとする特別職の給料につきまして、今年度末まで20%の減額をするよう、関係条例を提出しております。

令和元年度の町政運営におきましては、依然として厳しい課題と早急な対策が求められています。今後、勇気と決断を持って推し進めていく所存であります。ここに、重ねて議員の皆様、そして、町民の皆様の温かいご理解と一層のご支援・ご協力をお願い申し上げ、施政の方向性と招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、3番、梅野美智代議員、4番、佐藤利治議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2、会期の決定を議題とします。

6月5日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 去る6月5日及び本日6月10日、議会運営委員会を開会し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日6月10日より6月21日までの12日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日10日が本会議、一般質問は19日と20日午前10時から、総務常任委員会は、11日午前10時から、厚生常任委員会は、12日午前10時から、経済建設常任委員会は、12日午後1時30分から、本会議最終日は21日午前10時からです。

本日の議事日程につきましては、議案第26号から第34号の9議案、報告第3号を本日一括上程し、逐条審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日10日より21日までの12日間と決定します。

◎議案第26号から議案第34号、報告第1号の上程、説明

○議長（杵本光清） それでは、理事者の方より、議案第26号より第34号までの9議案、報告第3号について提案理由の説明を登壇の上願います。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 総務部長。

（総務部長 福井敏夫 登壇）

○総務部長（福井敏夫） それでは、令和元年6月定例議会提出いたされました議案9件、報告1件、合計10案件について、順次ご説明をさせていただきます。

まず、議案第26号 令和元年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算それぞれ1億2,657万円を追加し、予算総額を65億4,257万円とするものでございます。

第2条債務負担行為につきましては、3ページをお願いします。

地方自治法第214条の規定により、後年度に債務を負担することのできる事項、期間及び限度額を定めており、認定こども園の通園バス運行委託及び認定こども園給食調理委託につきまして、表のとおり、期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、第3条地方債の補正につきましては、4ページをお願いします。

このことにつきましては、5事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計で5億7,060万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明をいたします。14ページをよろしくをお願いします。

今回の補正のうち、給料、職員手当等及び共済費の人件費につきましては、特別職の給料

削減、あるいは、人事異動に伴う予算の組み替えなどで、総額で1,161万8,000円の減額となっております。

次に、人件費以外についてご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費では、町の中型バスの運行について、今年度は継続することから、一般管理費で運転手の賃金153万5,000円及び財産管理費におきまして、中型バスの運行経費63万4,000円増額させていただくものでございます。

次に、16ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費におきましては、まず諸費におきまして、コミュニティ推進費200万円増額となっております。内容につきましては、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用いたしまして、高塚台2丁目自治会におきましてコミュニティ活動に必要な設備等を設備するものでございます。

次の電子計算管理費におきましては、ウインドウズ7のサポート終了に伴い、公用パソコンのOSをウインドウズ10に更新するものでございます。

18ページをよろしくをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費の町再生事業費1,168万2,000円の増額につきましては、まず財政諸経費におきましては、第2次総合戦略改定に伴う事務費等を計上するものでございます。

次に、町再生事業費の政策調整課分では、河合ふるさとの日「夏」・「冬」事業、住宅インスペクション事業、空き家利用促進キャンペーン事業、「学生さんいらっしやい」事業などを実施してまいります。

同じく町再生事業費の教育委員会分におきましては、ICT環境整備事業として、新たに中学校におけるタブレット教育の開始やウインドウズ7のサポート終了に伴うパソコン教室などのパソコンの更新を行ってまいります。

町再生事業費の広域連携分では、北葛城郡4町で進めております移住促進策“すむ・奈良・ほっかつ！”事業を継続実施してまいります。

次、22ページをよろしくをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、社会福祉総務費におきましては、介護特会への繰出金788万1,000円の増額でございます。これにつきましては、特別会計の補正に伴う財源調整及び令和元年10月に予定されております消費税率の引き上げによる増税分を財源といたしまして、低所得高齢者の保険料の軽減を図るため、繰出金を増額するものでございます。

続きまして、24ページをお願いします。

3 款民生費、1 社会福祉費の福祉センター運営費におきましては、老人クラブの親睦旅行に対するバスの借上料を継続実施するものでございます。

次の障害福祉費におきましては、幼児教育の無償化に伴い、障害者総合福祉システムのシステム改修を行うものでございます。

総合福祉会館運営費におきましては、施設老朽化などに伴う整備工事を実施するものでございます。

26ページをお願いします。

3 款民生費、2 項児童福祉費の児童福祉施設費におきましては、委託料365万7,000円の増額で幼児教育無償化に伴い、子ども・子育て支援システムの改修を行うものでございます。

また、使用料及び賃借料19万6,000円の増額につきましては、認定こども園の開園に伴う通園バスをリースで導入するものでございます。

28ページをよろしくをお願いします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費の保健衛生総務費におきましては、委託料54万円増額でございます。これにつきましては、風疹対策接種の実施に伴い、健康管理システムの改修を行うものでございます。

次の予防費507万5,000円増額につきましては、風疹の感染拡大防止のため、抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査と予防接種を公費で実施することとなったことに伴う増額でございます。

次に、30ページをお願いします。

4 款衛生費、2 項清掃費の塵芥処理費540万円の増額につきましては、清掃工場の焼却及び破碎施設を計画的に整備してまいります。

32ページをよろしくをお願いします。

6 款農林商工費、1 項農業費の農地費410万円増額につきましては、町内ため池3カ所の補修工事を実施するものでございます。

7 款土木費、2 項道路橋梁費の道路橋梁維持費1,300万円の増額及び、次、34ページの道路新設改良費2,690万円の増額につきましては、いずれも町内道路及び水路等の改修工事を実施するものでございます。

次に、38ページをお願いします。

8 款消防費、1 項消防費の非常備消防費822万1,000円の増額につきましては、退職団員に

対する退職報償金536万9,000円の増額及び消防団活動服の服制基準の変更に伴い、活動服の更新を行うものでございます。

次の消防施設費193万8,000円の増額につきましては、国の補助制度を活用し、救助活動資機材等の整備を行うものでございます。

災害対策費300万円増額につきましては、平成20年度に作成いたしました防災マップですが、浸水想定区域等が変わっていることから、新たに防災マップを作成するものでございます。

40ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費におきましては、事務局費の委託料60万円の増額でございます。これにつきましては、小学校英語教育必修化に先立ち、小学4年生から6年生を対象に、屋外型英語体験学習事業を試験的に実施してまいります。

次に9款教育費、2項小学校費のまず小学校管理費680万円の増額につきましては、第一小学校ウッドデッキ部分の改修工事を実施するものでございます。

次の小学校建設費450万円の増額につきましては、現在進めております小学校再編事業に伴う引っ越し費用、あるいは、備品購入などの諸経費を計上させていただくものでございます。

42ページをお願いします。

9款教育費、3項中学校費の中学校教育振興費91万円増額につきましては、部活動指導員配置事業といたしまして、県補助制度を活用し、部活動の指導体制の充実を図ってまいります。

46ページをお願いします。

9款教育費、5項社会教育費の文化会館運営費で、今年度は文化会館の運営を継続することに伴い、維持管理経費等の増額をさせていただくものでございます。

続きまして、9款教育費、6項保健体育費におきましては、まず保健体育総務費で、町民体育大会経費121万5,000円の増額。

次に、体育施設費におきまして、町民プールの運営経費263万3,000円増額、いずれも今年度は継続することに伴う増額でございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。8ページをお願いします。

13款使用料及び手数料、1項使用料で735万円増額。

14款国庫支出金、1項国庫負担金387万8,000円の増額、同じく14款国庫支出金、2項国庫

補助金で860万4,000円の増額。

15款県支出金、1項県負担金193万8,000円の増額、同じく15款県支出金、2項県補助金で107万8,000円の増額。

18款繰入金、1項基金繰入金3,000万円の増額。

20款諸収入、4項雑入572万2,000円増額。

21款町債、1項町債で6,800万円の増額となっております。

以上、歳入歳出1億2,657万円増額補正となっております。

続きまして、議案第27号についてご説明を申し上げます。

議案第27号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ650万円を追加し、予算総額を6億9,950万円とするものでございます。

第2条地方債の補正につきましては、3ページをお願いします。

このことにつきましては、1事業の借入限度額を表のとおりと定め、起債の限度額を合計で1億7,130万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。10ページをお願いします。

2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費では、総務省の通達に基づき、下水道台帳の整備経費650万円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。8ページをお願いします。

7款町債、1項町債で650万円の増額となっております。

以上、歳入歳出650万円増額補正となっております。

続きまして、議案第28号の説明に移らせていただきます。

議案第28号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ37万8,000円を追加し、予算総額を18億1,237万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。8ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費では、マイナンバー制度における情報連携に係るシステム改修費37万8,000円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。6ページをお願いします。

1款保険料、1項介護保険料で775万5,000円減額。

4款国庫支出金、2項国庫補助金で25万2,000円の増額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金で788万1,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出37万8,000円増額補正となっております。

続きまして、議案第29号でございます。

議案第29号 令和元年度河合町水道事業会計補正予算についてでございます。

第2条収益的支出の補正につきましては、人事異動等に伴う人件費の増額により、第1款事業費用、第1項営業費用において501万1,000円を増額するものでございます。

第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費4,146万4,000円を4,647万5,000円改めるものでございます。

次に、議案第30号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、特別職の職員で常勤のものの給与について減額する期間を令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間に改めるものでございます。

また、削減対象及び削減率につきましては、給料及び調整手当を対象とし、20%の削減を行うものでございます。

この条例は令和元年7月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第31号 河合町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の廃止についてでございます。

このことにつきましては、平成31年4月、機構改革によりまして、平成23年9月以降、町長が管理し、執行するものとされていた学校における体育に関することを除くスポーツに関する事務を教育委員会で管理・執行するため、本条例を廃止するものでございます。

なお、附則において、関係条例の一部改正及び経過措置を定めておるものでございます。

続きまして、議案第32号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、災害援護資金の貸し付け利率を3%から1.5%に引き下げ、償還方法を現行の年賦のみから半年賦または月賦を追加するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第33号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、ゼロ歳児から2歳児までの子供を対象とした保育を実施する家庭的保育事業者とは、満3歳に達して卒園する児童に対して、必要な教育または保育は継続的に提供されるよう、保育所、幼稚園、認定こども園等の連携施設を確保することとなっております。連携を図るに当たり、経過措置5年とされておりましたが、地域により連携が困難なことから、経過措置の期限をさらに5年間延長するものでございます。

また、家庭的保育事業者等は、食事の提供において、原則事業所内で調理するために必要な体制を整えることとなっており、準備期間として5年の経過措置を設けておりましたが、さらに5年間延長するものでございます。

次に、議案第34号 河合町介護保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、令和元年10月に予定されている消費税率の引き上げによる増税分を財源として、低所得高齢者の保険料の軽減を図るものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、報告第3号 平成30年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、報告するものでございます。

内容につきましては、3月定例会及び5月臨時会においてご承認いただきました合計7事業、予算総額10億3,612万6,000円の財源内訳が確定いたしましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

以上、提出いたされました10案件説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（杵本光清） 暫時休憩いたします。

再開は10時45分からとなります。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時48分

○議長（杵本光清） 再開します。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 先ほど理事者より説明のありました議案及び報告のうち、議案第30号、議案第32号、議案第33号、議案第34号の4議案と報告第3号を本日審議いたします。

日程第3、議案第30号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、質問させていただきます。

この条例が4月1日から施行というふうになっていますけれども、5月、6月は適用外にしている理由と、それと、100分の15から20に変えたということで、20%というこの理由です、20が25でなく、30でなく、20というところら辺の根拠を教えてくださいというふうに思います。

それと、それより今、副長については空席ということですが、当然、副長についてもこれが適用されるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、まず1つ、5月、6月は適用外の理由と申しますのは、まずその遡及適用というのは給料の減俸の場合、できません。そういうところが7月1日からということにさせていただくとところで、6月議会において議決いただいて、7月から適用という形にさせていただいております。

20%の根拠なんですけれども、この率につきましては、前年度までの率、あるいは今年度の削減の効果額等を踏まえて決定されたものと考えております。

本条例におきましては、町長、副町長、教育長につながるものでございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この削減されることによって、幾らの削減の金額になりますか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回の条例改正に伴い削減となる予算額につきましては、給与、地域手当合わせまして414万1,000円となります。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 特別職は町長、副町長、教育長と、再確認させていただきました。今、総務課長が述べたように、特別職の給料と地域手当6%に対する金額に対しても20%の減額ということで確認しました。

議案第26号の補正予算を見ますと、特別職の給与カット金額と教育費の中に計上しています特別職の給与額減と計算しましたら、今申し上げられた400何万とは合わないんですけれども、合致しないんですけれども、その点教えていただけますか。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、まず予算書、一般会計補正予算書の15ページでございます。ここの一般管理費におきまして、給料の特別職給というのに280万8,000円、あるいは、その下にある職員手当等の中の特別職地域手当16万9,000円の減額、この2点が町長及び副町長に関する部分でございます。

それと、補正予算書の39ページでございます。一番下の教育費の教育総務費の給料のうちの特別職給マイナス109万8,000円の減額と、次のページの中段、職員手当等の特別職地域手当マイナス6万6,000円減額、これらを合わせますと414万1,000円になっております。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） どうもありがとうございました。よくわかりましたので、今後よろしくをお願いします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今回のこれは、条例のほうを見ますと給与月額ということで、月額を100分15から100分の20にとということになりましたら、期末手当、いわゆるボーナス分については何かの影響というのが出るのでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回の条例の対象となっておりますのが、あくまで給与月額になりまして、期末手当の算定には影響は出ません。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今の説明であれば、そうしたら期末手当は丸々もらえるという解釈でいいんですね。

○総務課長（小野雄一郎） はい。

○議長（杵本光清） 総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 条例の規定どおりの支給になります。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問させていただきます。

先ほどですね、特別職のほう、町長、副町長、教育長という形でご説明ございました。加えて、削減金額、一応414万1,000円という形でお答えいただいたんですけども、今現状で副町長さん、座っていらっしゃいません。その方の分も考慮した上の削減金額のものなのか、そうでないのかお答えいただけますでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 先ほど答弁いたしました414万1,000円につきましては、副町長が空席であることは考慮しておりません。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） すみません、三役の方が2割カット給与なんですけれども、私たち、それから清原町長も、大変厳しいしんどい選挙を行ってきまして、他の町長候補の方のお一

人が給料を自分から身を切るカットやいうことで、50%カットということをされてきました。今回もこないして決まっているんですけども、清原町長ご自身のお気持ちとして、50%カットを考えておられますかどうか、それだけお聞かせください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） きょう、施政方針演説でもちょっと言いましたけれども、公共施設もちょっと含めまして見直しをしていく、それから、町有地も利活用というか、そういう部分も早急に見直していきたいとは考えています。それに向けまして、町独自だけではいけないので、町民の皆さんのそういう協力も得るといえるか、そういう作業をしっかりしたいと思っています。そういう中で、三役というか、とにかく20%をカットするということによってちょっと決意いたしました。ただし、財政健全化はこれからスタートしますんで、今議員おっしゃったように、その流れによってはいろんな形を考慮していきたいという、そういう強い気持ちを持っております。

以上です。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 私の聞いたかったのは、町長ご自身が50%カットを考えてはんのかなということだけ聞いたかったんです。それというのは、施政のところで財政の健全化は喫緊の課題であることは十分認識しておられると言っておられたので、ちょっと私として個人的に聞いたかったんですよ、50%カットを決まっていますけれども僕は考えていたんだよということがあったのかなとか思いまして。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） それに向けましては、先ほど言ったちょっと関連するんですけども、とにかくやることをしっかりする中で、もし必要ならばいろんなことをやっぱり考えていきます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議長（杵本光清） はい、結構です。

○2番（常盤繁範） よろしいでしょうか。

私も、一応この条例に関しましては、改正に関しましては、今回に関しましては賛成の意思表示をさせていただきたいと思います。しかしながら、条件としましてはできれば今後ですね、こういった特別職、それと、私どもちょっと畑違いの形かもしれませんが、我々議員の報酬に関しても含めてしっかりと町の財政状況を鑑みた状態で考えていく、そういった話し合いの場を特別に設けると、そういったことを前提として考えていきたいと私自身思いまして、意思を表示させていただきました。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 多数であります。

よって、議案第30号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第4、議案第32号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この条例についてですけれども、保証人を立ててということですが、書いてありますけれども、必ずしも保証人が要るとは限らない、そういった事例もあるかと思う

んですけれども、そういった場合はどんなふうに対応されるのでしょうか。

それと、この条例が今まで適用された例について、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） 保証人の件なんですけれども、保証人の件に関しましては、保証人がいない方につきましては災害援護資金については借りることはできないんですが、ほかの経済生活面支援制度や住まいの確保再建のための制度をご利用していただくことによつて対応していただくことになると思われまふ。詳細につきましては、内閣府の被災者に関する各種制度や町のホームページ等をご確認いただけたら対応できるかと考えております。

それと、あとこの災害援護資金の貸し付けの適用者事例があるかといいますと、平成10年に発生した台風による災害援護資金の貸し付けが奈良県内であったということになります。全国的には災害援護資金につきましては、毎年台風のほう起こっておりますので、援護資金の貸し付けは全国的には多数あるかと思ひます。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 確かに、保証人がいないと貸せられないというのはあれですけれども、その場合、こういった制度もあるよというような紹介とか、そういったことは詳しくその方に援助できるようなことで勧めていただけるのでしょうか。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） 先ほどもご説明させていただいたように、町のホームページ、または内閣府のほうのホームページのほうに、被災者支援に関する各種制度の概要というちよつと冊子があるんですけれども、そういったことを通じて、災害時が起きたときには情報の発信をさせていただきたいと思ひております。

以上です。

○福祉部長（門口光男） 議長。

○議長（杵本光清） 福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 先ほど、課長のほうから事例ということでお答えをさせていただいてますけれども、県内におきまして、県のほうで事例があったということでございまして、

町におきましてはございません。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この冒頭にあります金利3%から1.5%に改めるとなっているのは、これは政令の変更によるものと聞いておるんですけども、この1.5%という利率については、町の裁量として例えば1.5から1.0にするとか、そういうのはできるんでしょうか。そこら辺をちょっと確認したいんですけども。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） 今おっしゃられたように、1.5%から1.0%にという話なんですけれども、今回の利率につきましては、市中金利等も参考にさせていただいた上で、また、東日本大震災のときに3%から1.5%に引き下げた例がございますので、今回は1.5%という形でさせていただいております。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご質問いたします。

災害弔慰金の支給に関しての形のものなんですけれども、前提としましては、これはまず罹災証明を発行するというのが前提としてあると思います。その後に弔慰金という形のものがあるよという形の案内になるかと思うんですが、実際に町民の皆さんに対して、その災害ごとに対しての罹災の証明の基準というか、また、窓口はどこになっているか、そういうものを改めてですね、お知らせするということはお考えになっているんでしょうか。

またあわせて、現状でどのような形でそのような形を町民の方々に案内しているか、アナウンスしているかというのをちょっとお答えいただけますでしょうか。

○社会福祉課長（浦 達三） はい。

○議長（杵本光清） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） 一応、この災害援護資金なんですけれども、これにつきましては、災害発生時から3カ月以内に申請をしていただくという形になっております。

アナウンスにつきましては、ホームページ等でお知らせさせていただくという形になります。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） すみません、私自身、よく町民の方々とお話しさせていただく方々が非常に高齢者の方多くてですね、そのホームページというパソコン自体を開いたことがないという方も実はいらっしゃいまして、そういう方々というのは当然町報「かわい」ですね、そういう広報紙になると思うんですが、その町報「かわい」のほうにはどのように記載されているか、ちょっとお答えいただけますでしょうか、すみません。

○企画部次長（森嶋雅也） はい。

○議長（杵本光清） 企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 災害に関しまして、いろんな媒体で発信はしていきたいというふうに考えております。今、常盤議員から申し出がありました広報ですね、広報につきまして、今申し上げましたような災害のいろいろなメニューについて、今後、罹災証明の発行の手続、手順等も一緒に広報で発信はしていきたいというふうに考えております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第32号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、議案第32号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第5、議案第33号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方発言願います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 1つは、また今後にもあると思うんですが、この条例の改正のときの議案というのは非常にわかりにくいというのがまずありますので、ぜひ対比含めて新旧わかるような形で議論が行われるような形ではお願いしたい、これはまた別途議会の中でも相談して、お願いしたいなと思っているところです。

そういう中での、今回のちょっと長い条例でもありましたけれども、内容としては、3歳までの子供たちに対するいろいろな受け皿をとということなんですが、制度としては非常に問題あるとは思っているんですけども、そういう点でこの提供される事業所というのは町内に今あるのかどうかということをもう一度確認したいのと、それから、内容上、要するに今まで3歳以降に連携するところをつくれと言うてたのが、5年たってもできそうにないから、結局、もう5年延ばして、10年まで猶予しようというふうな内容みたいなんですが、そういう点ではちょっと内容上もやっぱり問題あると思うんで、それでは厳しく、もしあれば提供するという形でやるという方向にあるのかどうか、その点はちょっと確認をしたいと思います。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） この本条例に関しまして、地域型保育事業ということで総称させていただくんですけども、河合町内についてはございません。

それと、この施設の適用についてなんですけれども、連携施設が基本的には必要と考えております。その連携施設がない場合につきましては、河合町にこの施設が作りたいという申し出があった場合につきましても、連携施設がない場合については認定のほうはさせていただくことはできませんので、その辺については今後も連携施設もきちっと対応できた上でですね、必要とありましたら適用させていただくという形になります。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 保育について今、この河合町ではその事業所はないということですよ。そうしますと、他町でそういうことをやっている中で、どういうふうにこれを適用して、管理をしているのかという、その実態ですね。まずそれをお願いしたいと思います。

それから、これ5年延長するということは、やっぱり猶予を与えてやるということだから、結局はなかなかこの運営方法、あるいは設備の整理については確保できていなかったということですけども、この原因はどういうように考えておられるのか教えてください。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） この施設の認可基準につきましては、市町村で定めさせていただいておりますので、定期的にこの施設ができました場合につきましては、市町村のほうから監査のほう入らせていただくという形になっております。

また、連携施設につきましては、その施設が用意できない場合につきましては、これは市町村が協力をするという形になりますんで、市町村のほうでその連携施設について調整を図っていくという形になっております。奈良県内につきましては、この地域型保育事業に関しましては、実際、大きな市、奈良市であったりとか、もしくは村ですね、村のほうではちょっとなかなか20人以上の保育所をつくるという事が難しいので、19人以下の地域型保育事業を設置しております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この事業について、河合町では待機児童はいない状態がずっと続いていますし、今後も新たに子育て支援とかなしな限りそういった状況にはならないというふうに予想されるんですけども、そういったその待機児童がいなくてもこのように申し出があれば対応していくということなのかというのと、それと、現在の出生率と今後予定されている生まれてくるであろうと思われる子供さんの数、出生率を上げるための手だて等についてお聞きしたいと思います。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） 1つ目の質問なんですけれども、当然、待機児童がいなければ、この施設の申し出があったとしてもそれは必要ないということで、市町村のほうでは認めないという形になっております。

すみません、出生率につきましてはちょっと今手元にデータを持っておりませんので、また後でお渡しさせていただきます。昨年度は約90人ほど児童のほうが出生されているということです。

以上です。

（「今後の方針」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 今後の方針。

（「出生率を上げるための手だて」と言う者あり）

○社会福祉課長（浦 達三） 今後の方針につきまして、出生率を高めるということで子供さんの生まれやすい環境を整えさせていただいて、特に今後につきましては、特に出生したときに産後鬱とか、そういったこともありますので、そういったところをケアして、子供さんが住みやすい環境を、子育てしやすい環境をつくらさせていただきます。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第33号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、議案第33号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第6、議案第34号 河合町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この条例も多分上から決まってきたことということにはなるとは思うんですけども、この適用によって予算のほうで減額で775万5,000円というのが上がっているんで、それに適用されるんやと思うんですが、被保険者で何人ぐらいがこの辺については適用される予定なのかについてはちょっと聞いておきたいと思います。

○高齢福祉課長（松村豊範） はい。

○議長（杵本光清） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 影響の人数でございますけれども、1,600人という人数で計画しております。

○議長（杵本光清） よろしいですか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それは何人に対して今1,600ぐらいですかね。ちょっと今覚えていないので。

○高齢福祉課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 今回、第1段階でいます段階につきまして1,000人、第2段階で300人、第3段階で300人という形の内訳になっております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 介護保険の政省令で変更あったということですけども、これはその

時期的に国が来るまでそのまま変更は一切なしということでまず理解していいかどうか、1つね。

それから、この法律ですので、私は法律のプロじゃないんですけども、この表現の仕方が非常にわかりにくい。例えば、これは3号、4号を追加しているわけですね。それでこの政省令、令では38条以降からずっとこう1号から9号まであってですね、細かく決めていると。で、今回は1と2と3が変更になったと。それで、これは国の施策だと思うんですけども、この表現についてですね、もともとはこの第2条の第1項のところに、現在は3万600円を2万2,900円に読み替えるという、そういう書き方をしているわけですね。そうすると、2項の3号も同じように4万5,900円を3万8,200円に読み替えると、この表現がどこからこれ出ているかです。政省令の変更でこの金額が提示されていると思うんですけども、ただ単なるその金額の提示でそういうふうにごくこのように表現するんかどうかわかるかな。例えば3項のところ、現行中の2万2,900円のあるのを3万8,200円に読み替えるとなったわけだね。この意味について、4項のところ、2万2,900円とあるのを4万4,300円に変更すると、読み替えるという、このことについてちょっと私は理解しがたい、法律的なね。理解しがたいんですけども、この点について解説、あるいは回答をお願いしたいと思います。

○福祉部次長（杉本正範） はい。

○議長（杵本光清） 福祉部次長。

○福祉部次長（杉本正範） 非常にややこしい表現になっているんですけども、この記載の方法につきましても国のほうからひな形が出ておまして、うちの課の中でももっとストレートに表現したのがいいんじゃないかということ議論していたんですけども、国のひな形がありますので、それに倣ってやっついこうということになりました。本則は変わっていないというところでございまして、それに対する経過措置みたいな形で、外出しでこういう表現になっております。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） じゃそうしますと、次回に国から政省令の変更はないかというのはこれですと行くということですね。そういうふうに理解していいですか。

○福祉部次長（杉本正範） 議長。

○議長（杵本光清） 福祉部次長。

○福祉部次長（杉本正範） はい。大きな率の改正とか、そういうのにつきましては、このま

まで行く予定でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） すみません、発言させていただきます。

基本的に、質疑の内容というのは、議員は1案件、2回までという形で事前にお話を伺っております。しかしながら、先ほどの坂本議員の2回目の質問に対して、我々議員からしても、質疑に対してのお答えの内容がちょっと合致していないような形ありましたので、できれば適用外という形で、特例として坂本議員にもう一度その質疑の機会をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

（「それはあかん」と言う者あり）

○2番（常盤繁範） あかん。はい。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） それでは、ちょっと質問させていただきます。

先ほど、減額の人数1,600人とありましたが、これは全体の人数は何人で、そのうち1,600人という意味だったと思うんですけれども、全体の人数は何人ですか。

○高齢福祉課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 全体の人数は6,400人でございます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第34号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、議案第34号 河合町介護保険条例の一部改正については、可決されました。

◎報告第3号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第7、報告第3号 平成30年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方発言願います。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 農業費のところでお聞きしたいと思います。

この繰り越される費用ですけれども、調査計画事業の費用ということですが、この事業ができた時点でこの対策事業はどのように進められていくのかお聞きしたいと思います。

もう1点、2点になりますかね。小学校の簡易のブロック塀の安全対策費、事業ですが、このブロック塀については危険性があるということで、できるだけ早い対応というふうに皆さん認識されていたかと思います。これもやっぱり学校内、校内及び通学路においても安全性を守るということで、急いでしなければならない事業だというふうに私は認識していたんですけれども、こんなふうに繰り越されている理由についてお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 私のほうから、ため池防災対策調査計画事業につきましてお答えさせていただきます。

この事業につきましては、氾濫解析というため池の解析業務を行うものでありますけれども、本町におきましては数多くの池がございます。平成25年を皮切りに一斉点検をいたしまして、その後、氾濫解析詳細調査など段階を踏みまして、今回ですね、27カ所の池につきまして氾濫解析を実施いたすものでございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。いいですか。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） すみません、先ほどのちょっと聞き忘れたんですけれども、それはいつまでにこの調査を終えるということになっていきますか。

○議長（杵本光清） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） ちょっと話があれなんですけれども、点検につきましては5年に一度実施しなさいということではございます。当然、今の解析業務につきましては、いつまでにといいことはないんですけれども、いつ池が氾濫して、人家に被害を及ぶという危険性ございますので、当然、点検をしまして、すぐさまいろんな詳細調査、最終的には工事の着手というところで、年度年度積み上げていくというところでございます。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） ただいま、ブロック塀の安全対策事業ということでお聞きいたしました、できるだけ早くということで進めさせていただいておりますが、小学校におきましては河合第二小学校、中学校におきましては第一中学校、第二中学校がございまして、河合第二小学校の一部につきましては既に工事のほうは完了しております。それ以外につきましては、給食室が隣接しておりますので、給食のない、また子供たちがいない夏休みに工事を行う予定をしております。

○議長（杵本光清） ほかにございせんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 1つは全体的なんです、ちょっと理解できていないので。繰越明許という形でこういう形で繰り越された場合、当然、今年度の予算としてはそこには反映していないんですけれども、実際は今年度中、新年度で実行されたりするし、同時に決算としてはトータルでされるんかと思うんですが、ちょっとその辺の処理というのは今後どういうふうな形で、これは繰り越しされた分というのは決算までの間でどう動いていくかというのをちょっと知りたいと思っております。

それから、もう一つは冷房の関係なんですけれども、この前繰り越した総額は出て、今度財源、まだ未収の財源ということで出ているんですけれども、その際に国庫支出金という形で出されていくんですが、たしか今回の国が出した補正予算と、それからそれについては補助が従来と一緒に3分の1あって、それに対して充当率が100で、それぞれ交付税算入率が有利という形で、県が出している分では6割と書いているものですから、ちょっとそれはどういうものなのかということ。

それから、それで行くとこの国庫支出金の割合というのがこれで見たら11%ぐらいなんで

すけれども、3割とか思うてたんですけども、ちょっとその辺がどうなのかということをお伺いしたいと思います。

あと、もう一つは、県のほうもだから4分の1出すという制度をつくっていたと思うんですけども、今回のこの中には県支出金というのがまだ入っていないんですが、それは適用しているかどうかについてお伺いしたいと思います。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） そうしましたら、予算の流れとかいうことについて説明させていただきます。

今回の繰越明許費繰越計算書ということなんですけれども、3月の定例会及び5月の臨時議会で承認をいただき、予算を計上させていただいております。この分につきましては既に繰り越しとして予算を翌年度に繰り越しを行っております、31年度に行っております。令和元年の当初予算というのは、当然、その部分の中にはこの繰り越しの部分は入っておりませんが、決算としましては、当然令和元年に支出する部分については決算として合算して決算書に出てくるというような形になります。

あと、エアコンの整備に関して県費の部分なんですけれども、県費につきましては、整備後、整備の翌年度に県費のほうが入ってくるということになっております。実際にその町の負担額、町の負担する部分からその交付税が入ってくる部分を除いた実質の町の負担部分の4分の1が県のほうから翌年度に入ってくるということになります。

以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） すみません、補助金3分の1につきましては、補助基礎額、配分基礎額という面積、1平方メートル当たり2,270円という決まりがあります。それに対して、普通教室に限る面積がございますので、それに対する3分の1が補助金という形になります。

○6番（坂本博道） 議長。2回目でやることなんだけれども……。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） きちっと答えいただいているのに、2回目に入るのがちょっと先回り、ちょっとあれなんですけど、3分の1になるのであれば、全体の事業費のうちこの国庫支出金

というのが該当すると思うんですけども、11%ぐらいなんで、何でこう3分の1になっていないのかな。確かに、基準単価が低いという話は聞いとりますので、総額が要る分に対して実際の補助、その分一般会財源で出さんといかんようになってくるあたりで要するに金がないとすぐに対応できない部分があったかとは思いますが、ただそれにしても言うてるのに3分の1入っていないし、どちらも11.1%なんで、ちょっとそれは何でかということをお聞きしたかったんで、これはですから本当は先ほどの質問で言うてたことなんで、できたらもう入れんといてほしいなと思いますけれども。それが1点です。

ちょっと、あと聞きたいこともう一個あるので、できましたら今のはお願いしたいと思います。

○教育部長（上村欣也） はい。

○議長（杵本光清） 教育部長。

○教育部長（上村欣也） 今ほど、先ほど、うちの課長から面積という話が出ております。この義務教育補助金等につきましては、事業費の3分の1という考え、とり方と、県基準面積、面積当たり、今課長が申しましたように2万2,700円、それをベースに補助金を交付するという制度がございます。今回の場合は、実質事業費大規模改造のほうは事業費でやっとなんですけども、このエアコンにつきましては基準面積について補助対象になるということで、その分の3分の1ということで、大体事業費の1割強、結果的にはそういうふうになったということでご理解願いたいと思います。

○教育長（竹林信也） はい。

○議長（杵本光清） 教育長。

○教育長（竹林信也） 国庫補助事業のマジックといいますか、今申し上げております実工事費の3分の1と一般的には言われているんですけども、その裏には配分基礎額といまして、エアコン、今、教室の1平米当たり2万2,700円を掛けた面積と工事費の3分の1とを比較して、低いほうを補助金とするということになっていまして、実質、おっしゃるように10%ぐらいしか入ってこない。県の補助金につきましては、工事完了後、翌年度に納入されるということがございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） また別なところでもう少しやったほうがええかもしれませんが、ですから、繰越明許という形では実務的にはある程度こう送るという議案だとは理解しているんで

すけれども、先ほどの課長の中で、決算は合算するという事なんですけれども、そうしたら予算上はどこかで補正という形で繰り越した分を入れるような処理がされて、最終決算のときにはこれも、繰り越した分も入れた決算というような処理がされるんかという、ちょっとそこまで自分わかっていなかったのもので、お伺いしたいということです。

それと、ちょっとそのこだわっていたのは、補助金の関係では、要するに去年の12月議会ぐらいで補正されれば、他の市町村は意外とその時期でやっていたので、今度のような形で繰り越さ……、何とか年度内とか、もう少し行けたんじゃないかと思いがあるとしてたら、実務的なこと及び自主財源がなかなか少ないというのがあったかもしれませんけれども、そういう点での動きについて、何度か申し入れもしたところだったので、そういう県や国の動きとの関係ではやっぱりタイムリーにやっていくということが必要ではないかということ、そう思っております。

最後にちょっと1つ、さっきのこの分の交付税への算入率というのは何%のこれは起債になっているか、もう一度ちょっと確認したいと思っております。50だったとか、60で借りている、県の通達で見ると60と書いていない気がするんですけれども、ちょっとそれを教えてほしいと思う、向こうとこっちで。

○教育長（竹林信也） 議長。

○議長（杵本光清） 教育長。

○教育長（竹林信也） 地方債の交付税算入率は60%でございます。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 予算の組み方というところでございます。

まず、予算の中には当初予算と、この形がもし仮に言うならば、繰り越し予算という考えをとっていただきたい。それについては令和元年度の当初予算の令和元年度の繰り越し予算、それについては、決算として令和元年の決算が両方合算で上がってくるという認識でよろしくをお願いします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 河合町の繰越明許費の繰り越し、これは制度としては認められているということなんですけれども、1つだけちょっと具体的に、なぜ繰り越さんといかんのかと

いうところについて質問させていただきますね。

住宅修繕費ですね、422万6,000円と。過去、私の記憶では、繰り越した例はなかったというふうに記憶していますね。今回これを繰り越したということですので、まず件数ですね。何件これ繰り越した。それで、繰り越す、例えばどういう条件でこの住宅費については繰り越すのか、工事が完了しているのか、あるいは、4月、5月にこういう2カ月の間で払えるもの、払えないものとあるのかどうかについて。この具体的な住宅修繕費について、何件ぐらいこれを繰り越したのか、どういう経緯で繰り越したのかについて、説明をお願いしたいと思います。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 過去には繰越明許した事業等はありません。

今回繰り越した事業につきましては、9件の事業でございます。

繰り越しの理由なんですけれども、原因、場所特定ができなかった、住民との日程調整等でちょっと時間を費やしたということで、ちょっと工期的に3月中に工期が間に合わないので繰り越しにさせてもらったということになります。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 3月中に工事をしないと、4月、5月のこの閉鎖期間にはその支払い、そこまで行かないというふうに理解をするかとかね。そのときにですね、修繕費というのはもうそれは見積もり出ているということですから、その金額はここで上がっていると思うんですけれどもね。だからもし4月、5月に工事をして、前年度の、要するに今年度の決算で計上はできるかどうかということについて回答をお願いしたいと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 工事の支払いということにつきましては、3月末までに完了していることが前提となっております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ちょっと確認としてお聞きします。

今回、繰越明許費合計10億3,612万6,000円が翌年度、令和元年度に繰り越されます。今現

在、令和元年度の当初予算と5月の臨時議会での補正予算を加えますと64億強やと思うんですけれども、合計、今年度は約75億円近くということで理解してよろしいですか。

それと、今回、財源内容についてお聞きします。7件の事業が繰り越しになっておりますけれども、国庫支出金が4,002万5,000円が財源となっております。地方債においては、9億9,140万という金額が計上になっています。一般財源としては、470万1,000円が財源として見込まれております。

そこでお聞きしたいのは、地方債9億9,140万円のうち、後年度地方交付税等により充当されるのは、およそでも結構ですから数字を教えてください。

それと、県支出金が今のところゼロになっておりますけれども、今、お聞きしますと、建設工事が終わり後、県の支出金とか助成金が入るということなんで、これに対する計算はされているのかどうかですね。そこら辺をわかりやすくご説明してください。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） まず、予算の総額という話ですが、4月1日の専決をさせていただいて、今回、6月の補正をさせていただいた。その補正後というのがあくまでも現年分の予算額という形になります。あえて申し上げますと、その繰り越し、今回繰り越しということでさせていただいている分は、あくまでも繰り越し予算ということでなっております。先ほど部長も言いましたけれども、その現計の分と繰り越しの分の最終的にはその総額が決算という形になっていきます。そういう意味では、先ほどおっしゃったことになるのかなというふうには思います。

あと、交付税の関係なんですけれども、9億9,140万円という部分、繰り越し部分の起債の額という形になるんですけれども、この9億9,140万円に対しての交付税という形でいいですかね。その全体、現年分、繰り越し分という形がありますのやけども。9億9,140万円に対して、約40%の交付税という形になります。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 住宅改修費の繰り越し事業についてお聞きします。

改修というお言葉ですが、実際は修繕費ということで、9件の修繕費を422万6,000円を繰り越しということになっておられます。

今、お聞きしますと、3月末までに工事を完了していなくて繰り越しすんですか。そこら辺

がちよつとまだはつきりわかりませんで、9件の住宅修繕はどのような内容なのか教えていただけますか。

○住民生活課長（上村英伸） はい。

○議長（杵本光清） 住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） そうしたら、9件の住宅改修事業ですけれども、主としては住宅の修繕でございます。そのうち9件ということで、9件の内容につきましては、雨漏りによる天井の張りかえと風呂場の漏水修理、それと玄関ドアの補修、物置の雨漏りによる補修、排水管の破損による補修、また、雨漏りによる天井ですね、天井につきましては3件ございます。もう1件につきましては目隠しフェンスの補修でございます。

それと、3月末までに本来は事業は終了したいところでしてんけども、修繕の理由が、原因の場所、特定、それとまた住民との日程調整等、また部材料の入荷に時間を費やしたため30年度中にはちよつと修繕が困難となりまして、工期を延長させていただきました。

○議長（杵本光清） ほかにございせんか。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） すみません、長谷川議員と同様の質問になるかもしれないんですけども、私、手元に平成31年度、令和元年になるんでしょうけれども、その予算案の概要というものを持っておりまして、今回のその明許費の繰越計算書に書かれているとおおり、土木費ですね、その部分を開きまして見ましたところ、住宅費の部分3項目ございます。その3項目の中のこの今回報告として出されている内容の住宅改修事業という部分のものは、すみません、ちよつとこれもしかしてお答えできないかもしれないんですけども、項目5番、住宅費の2項になるんですかね。住宅管理費、施策区分1の4、この内容に当たる形の繰り越しの部分でのものなんでしょうか、すみません。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 今おっしゃっているのは令和元年度の予算の附属資料のことだと思います。ただ、今、繰越明許費で上げさせていただいておるのは、平成30年度の予算の一部の繰り越しでございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、追加で質問させていただきたいんですけども、私、ちょっと質問の内容、誤りがあったのをおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

今回のこの7番土木費、5番住宅費、住宅改修事業という形で繰り越しで今回あらわされた内容というのは、通常であるとその予算書のほうにはどの部分に記載される内容であるかお答えいただけますでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） この分については、予算書には出てきません。繰越会計という形で言うておりますけども、実際、決算書の中に初めて合算で出てくる形になります。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより報告第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、報告第3号 平成30年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第26号から議案第29号及び議案第31号の委員会付託

○議長（杵本光清） 日程第8、議案第26号、日程第9、議案第27号、日程第10、議案第28号、日程第11、議案第29号、日程第12、議案第31号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第26号、議案第31号を総務常任委員会に付託します。

議案第28号を厚生常任委員会に付託します。

議案第27号、議案第29号を経済建設常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） 以上をもって本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって散会とします。

散会 午前11時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治